

坂戸市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）についての Q&A

Q1：熱中症特別警戒アラートが発表されるのは、どのようなときですか。

A：埼玉県内のすべての気象観測地点（寄居、熊谷、久喜、秩父、鳩山、さいたま、越谷、所沢の8地点）すべてにおいて、暑さ指数が35以上に達する場合に発表されます。これまで、県内すべての暑さ指数が35以上に達したことはありませんが、近年の地球温暖化の進行を考慮すれば、今後起こりうることが考えられます。

Q2：埼玉県の「まちのクールオアシス」とのちがいは何ですか。

A：埼玉県が協力を呼びかけている「まちのクールオアシス」は「熱中症予防のため、暑さの厳しい夏の日中に外出した方に、冷房の入ったスペースを一時的な休憩所として提供する施設」とされています。

それに対して、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）は、環境省から熱中症特別警戒アラートが発表された日に、暑熱避難施設として店舗等の営業時間内で市民に無料で開放していただくもので、坂戸市がクーリングシェルターとして指定します。

「まちのクールオアシス」と「クーリングシェルター」の登録は兼ねていただくことができます。

Q3：クーリングシェルターとして指定されることの目的は何ですか。

A：熱中症特別警戒アラートが発表されるような暑さは、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じる恐れが高くなります。事前にクーリングシェルターの指定を受けていただくことで、熱中症特別警戒アラートが発表時には、諸事情でエアコンを使用できない方、外出中の方が冷房の効いた空間に避難できるように、平時から備えておくことを目的としています。

Q4：クーリングシェルターとして指定されるために必要なことは何ですか。

A：①定期的にメンテナンスされている冷房設備を有すること

②熱中症特別警戒アラートが発表されたときには、市民等に開放できること

③休憩用の椅子、ソファ等の準備（既存の物で可）、また滞在のための必要な空間が確保されていること

④施設情報を市ホームページに掲載できること

Q5：クーリングシェルターに市民等が滞在するための必要な空間に決まりはありますか。

A：1人あたりの必要な面積などの規定はありません。椅子等で滞在することを勘案し、施設の状況に応じた受け入れ委可能人数を決めていただければと存じます。